

パワハラ相談

異動相談

支部・地区協・都教組へ

**北多摩東ニュース**2025年度  
第9号都教組北多摩東支部  
電話(042)384・2941  
FAX(042)384・7904  
kita-higasi@mvc.biglobe.ne.jp**職場から****パワー・ハラスメントの根絶を****パワハラ防止のために教育委員会に求めること**

- 1 管理職への意識啓発研修
- 2 問題発生時の迅速な対応
- 3 相談・苦情相談窓口の強化  
(都教委の実施したパワーハラスメントの調査結果のまとめより)

都教委が実施したアンケートでも、管理職への研修や相談窓口の強化など、相談しやすい環境づくりを求める声が多く寄せられています。困った時は相談を。

都教委が実施したアンケートでも、管理職への研修や相談窓口の強化など、相談しやすい環境づくりを求める声が多く寄せられています。困った時は相談を。

みなさんの中では防止要綱や指針についての内容の説明がされていていますか。

パワハラ、セクハラ、マタハラに対して国や東京都で防止要綱と基本方針がつくられて5年が経過します。「パワハラ」は「体罰」と同じように服務の厳正が求められています。しかし、組合にパワハラ相談が後を絶たないばかりか、深刻な事例もあります。

**パワー・ハラスメントの6類型**

職場のパワハラの行動類型としては、以下のものが挙げられます。

ただし、これらは職場のパワハラにあたりうる行為のすべてを網羅するものではなく、これ以外は問題ないということではない点に留意する必要があります。

**身体的な攻撃**

身体的な暴力や傷害を行うこと

**精神的な攻撃**

脅迫・名誉棄損・侮辱などを行うこと

**人間関係からの切り離し**

隔離・仲間外し・無視などを行うこと

**過大な要求**

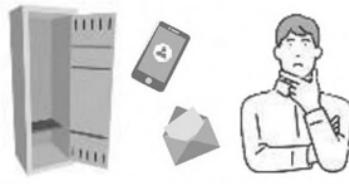
業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害を行うこと

**過小な要求**

合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事等を命じる、あるいは与えないなど過小な要求をすること

**個の侵害**

私的なことに過度に立ち入ること

**戦後80年語り継ごう!****ヒロシマ・ナガサキ・戦争****10.4平和のつどい**

被爆体験を語る木村一茂さん(東友会副会長)  
詳しくは、支部ホームページをご覧下さい。1部 原水爆禁止世界大会長崎の若手教職員の報告は裏面をご覧ください